

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

労働条件明示に関するルールの改正への対応はお済みですか？

2024年4月1日より労働条件の明示に関するルールの改正が施行されました。
今月のニュースレターでは、改めて4月1日からの変更点についてご案内いたします。

■ 労働条件明示事項に追加された内容は？

[ニュースレター第115号](#)、[第116号](#)、[第117号](#)、[第118号](#)、[第122号](#)にてご案内いたしました労働条件明示に関するルールの改正が、2024年4月1日より施行となりました。
今回は改めて労働条件明示に関する追加事項についてご案内いたします。

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期 契約 労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること

厚生労働省：「2024年4月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか？」より

すべての労働者に対して、「就業場所・業務の変更の範囲」の明示、有期契約労働者に対して、「更新上限の有無と内容」、「無期転換申込機会」「無期転換後の労働条件」（無期転換申込権が発生する契約の更新時）の明示をすることが義務となっております。

詳しい内容は以下の厚生労働省 HP よりご確認ください。
労働条件通知書・雇用契約書ひな形の修正・変更が完了しているか改めてご確認ください。

参考：厚生労働省 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働条件通知書・雇用契約書に関してお困りの場合は、弊社担当までご連絡ください。

◆4月の労務スケジュール

- ～4/30 3月分社会保険料納付
- ～4/10 3月分源泉徴収税額・住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

編集担当：奥田
編集責任者：勝山